

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社日立メディコ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 3526 - 8880
【事務連絡者氏名】	執行役常務総務本部長 勝倉 教文
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社日立メディコ (東京都千代田区外神田四丁目14番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社日立メディコをいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月9日付で提出した公開買付届出書（平成22年11月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。）の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

（2）根拠法令

（3）許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

日本独占禁止法

(略)

ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国法（以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本件株式取得以前に届出をする必要があります。ドイツ競争制限禁止法によれば、連邦カルテル庁が当該取引について承認するまで、株式取得は禁止されています（著しい競争法上の問題がなければ、一般的に、連邦カルテル庁は、当該届出より1ヶ月以内に承認決定を出します）。しかし、公開買付者は、取引に関する承認の前であっても、連邦カルテル庁に対し、別途株式取得を許可する旨の承認を請求することができます。なお、本件株式取得に関する届出は、平成22年11月8日に受理されております。

本公開買付けに係る期間満了までに、上記待機期間が終了せず、かつ、別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間を延長し、かつ決済日を延長する必要性が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」等に記載の事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

なお、連邦カルテル庁から株式取得を許可する旨の承認が得られた場合は、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

オーストリア競争法

(略)

スロバキア競争法

(略)

(訂正後)

日本独占禁止法

(略)

ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国法(以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。)に基づき、連邦カルテル庁に対し、本件株式取得以前に届出をする必要があります。ドイツ競争制限禁止法によれば、連邦カルテル庁が当該取引について承認するまで、株式取得は禁止されています(著しい競争法上の問題がなければ、一般的に、連邦カルテル庁は、当該届出より1ヶ月以内に承認決定を出します)。しかし、公開買付者は、取引に関する承認の前であっても、連邦カルテル庁に対し、別途株式取得を許可する旨の承認を請求することができます。なお、本件株式取得に関する届出は、平成22年11月8日に受理されており、平成22年11月23日(現地時間)付で、連邦カルテル庁より本件株式取得を別途承認する文書を取得いたしました。

オーストリア競争法

(略)

スロバキア競争法

(略)

(3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
公正取引委員会	平成22年11月4日	平成22年10月4日付 公経株第139号(注)

(注) 事前届出に際して株式取得計画に付された受理番号を記載しております。

(訂正後)

許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
公正取引委員会	平成22年11月4日	平成22年10月4日付 公経株第139号(注)
連邦カルテル庁	平成22年11月23日	B3-120/10

(注1) 事前届出に際して株式取得計画に付された受理番号を記載しております。

(注2) 許可等の日付は、現地時間により記載しております。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合（公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、ドイツ競争制限禁止法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られなかった場合、 オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合（公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上